

千葉市在宅医療・介護連携支援センター

つながる通信 Vol.4



みなさんこんにちは

今年も厳しい残暑が続いたと思ったら急に寒くなりましたね。みなさん体調崩したりしていませんか。まだまだマスクの日々、発熱にはとても気を付けていると思いますが、健康は心身ともにです。こころの健康にも気を付けてください。

新型コロナウイルスの第5波が落ち着き、緊急事態宣言も解除され、少しほっとしている日々でしょうか。でも、このつながる通信 Vol.4 をみなさんがお目にしているときはどのような状態になっているのでしょうか。先が見えない日々ですよね。

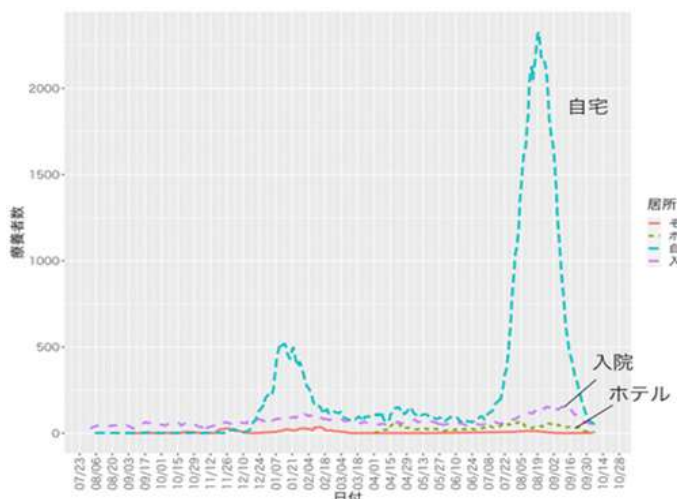
本当にこの1年、医療・介護の現場は、ものすごく様変わりしてしまったと思います。この変化に対応していくみなさんは大きなストレスを感じている日々ではないでしょうか。

今回の「つながる通信 Vol.4」の内容はやはり「新型コロナウイルス」しかないと思いました。そこで千葉市保健所感染症対策課に従事している保健師の方と新型コロナウイルスワクチン接種推進室の事務職の方に情報提供をしていただきました。

新型コロナウイルス感染症の第5波について

～千葉市保健所感染症対策課から～

この夏の第5波では、入院病床やホテル療養が逼迫し、自宅療養者が急増しました（グラフのとおり）



千葉市保健所では自宅療養者に対し、電話やLINEでの健康観察、パルスオキシメーターの貸与、千葉市医師会の協力のもと、毎週日曜日に保健所の外に設置したプレハブでの外来診療と電話診療を行いました。本来入院すべき患者が入院できず自宅療養を余儀なくされた上、体調不良で救急要請しても入院先が見つからず不搬送となり自宅療養の継続となるケースも発生しました。自宅療養中に解熱剤の不足、嘔吐や下痢等の新たな症状の出現により受診が必要となった場合には、電話診療やオンライン診療を案内しますが、特に高齢者は、医療機関を自ら探して予約することは難しく、受診先を見つけるのに苦慮しました。

千葉市でも今後の第6波を見据え、ホテルに酸素ステーションを設置するなど入院できない自宅療養者を支援する仕組みを整備していますが、在宅医療に携わる皆様とも連携して対応していきたいと考えております。

最後に、コロナ禍において、病気等によりマスクができない方もいる中で日常的にケアや医療に携わる皆様に、この場をお借りして感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況

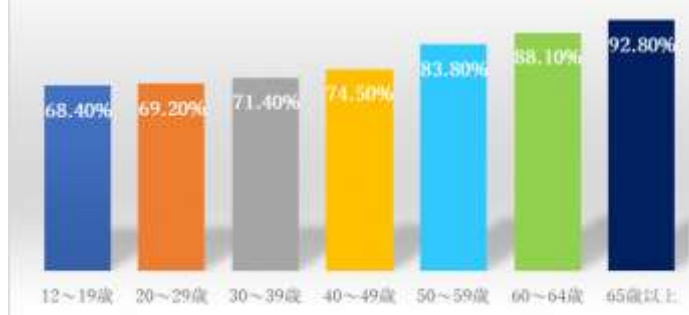
～新型コロナウイルスワクチン接種推進室から～

在宅医療・介護関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスワクチン接種にご協力いただき、誠にありがとうございます。



おかげさまで、10月18日（月）時点で、対象者の8割以上の方が、1回目の接種を終える状況となりました。年代別の接種率を見ると、65歳以上の方は9割以上、10代、20代の方も6割以上と、着実に接種が進んでおります。

年代別1回目接種(10月18日時点)



在宅で療養されており、接種のために外出できない方などについては、医療・介護関係者の皆様のご協力もあり、接種に同行いただいたり、訪問診療時に接種いただいたり、適切にご対応いただいたことで、接種を希望される方は、ほぼ皆様が接種できる状況となっております。重ねて御礼申し上げます。

市では、それでもなお、特別な事情で接種が困難な方には、市の訪問接種チームがご自宅などを訪問し、接種することとしています。

もし、訪問接種チームによる接種が必要な場合は、市新型コロナウイルスワクチン接種推進室（043-245-5823）までご連絡ください。

現在、3回目接種の対象者などの詳細について国において検討を進めておりますが、市では接種券発送などの準備を進めております。2回目接種から概ね8か月後に3回目接種することとなっておりますので、医療・介護関係者の皆様は、早ければ12月以降に3回目接種を受けていただく見込みとなっております。また、順次、高齢者などの3回目接種が開始されますので、引き続きご協力賜れますよう、お願いいたします。

なお、3回目接種を含めたワクチン接種に関する情報は、決まり次第市ホームページなどで周知いたします。（「千葉市 ワクチン」で検索してください。）



～在宅医療・介護連携支援センターから～ 相談内容その1

90代の女性。要介護5。主介護者は娘。ただし直接介護はせずに訪問看護と訪問介護で在宅介護するのが当たり前と思っている。訪問看護師やヘルパーは気

に入った人のみ可。そのため訪問看護や訪問介護も数か所の事業所と契約している。それでも専門職のケア方法に「きちんとやって、レベルが低い」などと言って怒っていることが多くどの事業所も困っている。新しい事業所を探すこととなるケアマネジャーも「ちゃんと探して、探し方が甘い」と言われているそうです。

この相談に関しては各行政機関も関わっているそうです。当センターとしてもすぐに解決策が言えるわけではありませんが、ただケアマネジャーや看護・介護職の人への対応方法、記録の必要性などの話をしながらバックアップをしていきたいと考えています。

そしてこのようなクレームやハラスメントは感じたことのある人が多いと思いますし、本人が気づかぬうちにハラスメントを受けているということもあるので、研修を開催しています。



研修内容の報告です

令和3年9月1日（水） 美浜区のケアマネ研修会にて「カスタマーハラスメントについて」の研修会をオンラインで行いました。講師の先生は一般社団法人権利擁護支援ネットワーク（MCAP）理事 東葛総合法律事務所 弁護士の萩原得誉先生です。



講義の内容は、「過剰・不当要求とは何か？」要求に全て従うことだけが信頼関係を構築する術ではない。支援者は本人の召使いではない。

またハラスメントを受けた対応として、組織的かつ統一に対応することが大切であり、また記録も重要であるという内容でした。介護職はハラスメントを受けやすい職種と言われています。あれっと思ったら当センターにも遠慮なくご相談ください。

千葉市在宅医療・介護連携支援センター

千葉市美浜区幸町 1-3-9

TEL: 043-305-5026

FAX: 043-305-5079

Email: renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp

